

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。

日程第4、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成28年第4回多度津町議会12月定例会におきまして、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、次の点で反対討論をいたします。

改正後で総額49万8,000円の増額の答弁がありましたが、多度津町特別職報酬等審議会条例が昭和62年3月13日に条例第3号として設置されましたが、その後、平成20年法律第69号、地方自治法の一部を改正する法律により、多度津町特別職報酬等審議会条例が設置され、平成20年4月1日から施工されております。

この条例の第1条は設置について、第2条は所掌事項として「町長は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする」としており、また、第3条の1項では、「審議会は委員8人をもって組織し、その委員は、多度津町の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民の内から必要の都度町長が任命する」としており、第3条の2項では「委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする」として条例に明記をされております。

したがって、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、条例に基づく審議会審議がされていないので無効であり、反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他にございませんか。

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

議長 (志村 忠昭)

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに、決定いたしました。